

旧 上 高 井 郡 役 所 料 金 表 (円)

区分		使用料
市民交流室	A	1時間あたり 300円
	B	1時間あたり 600円
会議室	A	1時間あたり 200円
	B	1時間あたり 400円
多目的ホール1	A	1時間あたり 600円
	B	1時間あたり 1,200円
多目的ホール2	A	1時間あたり 400円
	B	1時間あたり 800円
市民交流室をギャラリーとして使用する場合	A	1室1日 (午前9時から午後5時まで) 3,200円
	B	1室1日 (午前9時から午後5時まで) 6,400円

《備考》

1 旧郡役所の使用形態は、次の区分による。

A 使用者が、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収しないで使用する場合

B 使用者が、入場料等を徴収して使用する場合又は営利を目的とする場合

2 市民以外の者（須坂市内に勤務する者を除く。）が使用する場合は、規定使用料の1.5倍を徴収する。

3 2において算出された使用料の額に10円未満の端数がある時は、切り捨てる。

4 ピアノを使用する場合の調律料は、使用者負担とする。

(2) 冷暖房 1台1時間につき 100円

《減免規定》

(1) 市が使用するとき 100分の100

(2) 市が国、県又は他の地方公共団体等と共同して使用するとき 100分100

(3) 市内の団体が交流及び生涯学習の推進に使用するとき 100分の50

ただし、条例別表第2号に規定する冷暖房の使用料は減免の対象としない。

(4) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長が定める率